

日本における 女性の政治参画の現状と課題

つばごう みのる
坪郷 實

●早稲田大学 名誉教授

1. 日本における女性の政治参画の現状

本年は、男性のみの普通選挙法（普選法）が制定されてから100年、第二次世界大戦後、女性が参政権を獲得してから80年である。本稿では、国際比較の観点から、特にドイツと比較をしながら、女性議員を増やすための政策に焦点を当て、日本における女性の政治参画の現状と課題について述べてい

たい。

日本における女性の政治参画に関しては、1999年に男女共同参画基本法が制定、同法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、さらに2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」が議員立法により成立した。同法と2021年改正により、政党などに対して、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において男女の候補者ができる限り均等になるよう、数値目標の設定、候補者選定過程の改善、人材育成、セクシャルハラスメント・マタニティハラスメン

トの防止などについての努力義務が課された。2021年の改正でも、政党は努力義務のままであるが、実施主体に地方議会も明記され、国や自治体・議会はその責務を負うと強化された。

2025年までの第5次男女共同参画基本計画は、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の目標の一つとして、衆議院議員の候補者、参議院議員の候補者、統一地方選挙の候補者、それぞれに占める女性の割合を2025年までに35%にすることを掲げている¹。それぞれの選挙の候補者の実績は、衆議院議員選挙2017年17.7%、2021年17.7%、2024年23.4%、参議院議員選挙2019年28.1%、2022年33.2%、2025年29.1%、統一地方選挙2019年16.0%、2023年19.2%——特別区議会32.0%、市議会20.6%、都道府県議会15.6%、町村議会14.7%である。直近の2025年7月の参議院議員選挙（女性の有権者は51.7%）の候補者も29.1%と、2022年の33.2%から減少し、35%の目標は達成されていない。それでは、政党の女性候補者を増やすことにより女性議員が増えているのだろうか？2024年10月衆議院議員選挙で当選した女性の割合

1. 内閣府調べ（https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/mokuhyo.pdf, 2025. 07. 04アクセス以下同様）

は15.7%、2022年7月参议院議員選挙で当選した女性の割合は27.4%と候補者の割合を下回っている。2025年7月参议院議員選挙で当選した女性の割合は33.6%と、候補者の割合を上回り30%を超えた。他方、2023年の統一地方選挙の当選者に占める女性の割合は19.9%で、候補者よりも高くなっている。しかし、特別区議会のみ36.8%と35%を超えているが、政令指定都市議会23.6%、市議会22.0%、町村議会15.4%、都道府県議会14.0%と低い²。なお、女性議員のいない自治体議会の割合は、町村議会で21.2%もあり、市議会（政令指定都市議会を含む）は2.1%である³。

35%の目標が達成されないことに関連して、内閣府の「女性の政治参画への障壁に関する調査報告書」（2021年）は、「女性の政治参画の障壁として、立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なことや人材育成の機会の不足、また候補者や政治家に対するハラスメントの存在等」を指摘している⁴。この点については後述する。

2. 国際比較から見た日本の位置

ところで、日本における女性の政治参画の現状は、国際比較でみてどのような位置にあるのだろうか？国際比較のデータとしてしばしば参照されるのは、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数と列国議会同盟（IPU）の議会（下院・上院）議員に占める女性の割合調査である。

世界経済フォーラムが、2025年6月に発表した「ジェンダーギャップ指数2025」⁵は、「男女平

等がどれだけ実現しているかを数値化・ランク付け」するものである。日本は、148の調査国中、昨年と同様に118位、主要7カ国（G7）で最下位、東アジア・太平洋地域でも19カ国中17位と、低い水準のままである。ジェンダーギャップ指数は、経済、教育、医療、政治の4分野があり、日本は医療50位、教育66位、経済112位に対して、政治分野は125位である。政治分野では、2022年は116位に上昇したが、2023年は125位に後退し、2024年は113位に上昇したが、再び下降した。今回の主要な原因は、女性閣僚の割合が11.8%から8.5%へ減少したことにある。

IPUの月例調査⁶によると、2025年6月現在、議會議員に占める女性比率の平均は27.1%（下院27.0%、上院27.7%）である。なお、世界平均は、1995年11.3%から2024年12月時点27.2%へと、30年間で15.9ポイント上昇している。それに対して日本は、衆議院議員15.7%、参议院議員25.5%で、138位と先進7カ国（G7）で最下位である。G7の下院の比率は、英国28位40.5%、フランス42位36.2%、イタリア56位32.8%、ドイツ57位32.4%、カナダ70位30.3%、アメリカ合衆国76位28.9%である。またニュージーランド8位46.3%、北欧諸国は、フィンランド13位45.5%、スウェーデン14位45.0%、ノルウェー17位44.4%であり、ヨーロッパのスペインは19位44.3%と、40%台である。

次に、日本の女性の政治参画の課題と比較するために、ドイツの現状と課題について見ておきたい。

2. 内閣府『令和7年版男女共同参画白書』2025年、98-101頁

(https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r07/zentai/pdf/r07_10.pdf)

3. 内閣府調べ (<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2024/pdf/1-2-a-1.pdf>)

4. 内閣府調査 (https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/seijisankaku_research_r02.pdf)

5. 世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数」（2025年）(https://reports.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2025.pdf)

6. 列国議会同盟「月例調査」(https://data.ipu.org/women-ranking/?date_month=6&date_year=2025)

3. ドイツにおける女性の政治参加の現状と課題

2025年2月23日にドイツ連邦議会選挙が実施された。この結果、連邦議会における女性の割合は、前回（2021年34.8%）より2.4%減少し、32.4%である。その割合は、日本より高いが、上記で見たように多くのヨーロッパ諸国より低い。1998年選挙で30.9%と3割を超え、2013年36.3%が最も高いが、4割には達していない。女性の人口は51.7%を占めている。連邦議会及び16の州議会の女性議員の割合は2008年以降、30%以上であり、大きな変化はない。州議会議員における女性議員の割合は、ハンブルク州44%、ブレーメン州43%から、最低のバイエルン州23%まで、州で差があるが、12州が30%以上である。これに対して、自治体レベルの女性議員の割合は30.5%であり、より低い。また、連邦政府の閣僚の女性の割合は46.7%に対して、州政府の閣僚における女性の割合は12.5%と低い。市長における女性の割合も13.5%とまだ低い⁷。

世界では、法律型・政党型・議員割当型・混合型などのクォータ（割り当て）制を導入して、女性議員の割合を高めている国も多い。ドイツは政党型クォータ制であり、まず、西ドイツ時代の緑の党が比例代表選挙における候補者名簿を女性から始め、男女が交互に掲載されるクォータ制を始めた。次いで、社会民主党が党役員と候補者に男女それぞれ40%のクォータを導入し、その後キリスト教民主同盟は候補者名簿の三分之一を女性に割り当てている。左派党は候補者名簿の上位2名

を女性にし、男女を交互に掲載する。政党によるクォータ制の自主的取り組みが広がり、一部の政党はクォータ制を実施していないが、女性議員の増加につながっている。

教育・家族・高齢者・女性・青年連邦省(女性連邦省)のホームページの記事「平等と参加：女性と政治」⁸によれば、ドイツは2025年に女性参政権の導入から100年以上経つが、その歴史は「女性の権利が再三再四新たに獲得されねばならないこと」を示している。そして、政治的決定過程への女性の参加の拡大が、「分配的公正を改善し、経済的業績能力を高め、持続的な包摂的な解決につながる」と述べる。

女性の政治参加が進まない主要な構造的阻害要因として、「男性優位の政治文化」、「公務（議員・市長など）・家族・職業の両立問題」、「選挙法の問題」、「会議の時間帯」、「ジェンダーケアギャップ（幼児教育、家族のケア、家事労働、ボランティアに使う時間のギャップ；女性の従事時間が長い）」が指摘されている。さらに「セクシズムと差別の問題が重大な課題」とであると述べる。

政党による取り組みと共に、女性の政治参加を推進するための市民社会の活動として、例えば、女性連邦省により助成を受けているプログラム「自治体行動プログラム——政治における女性」などの取り組みがある。また、2024年12月1日から「政治と経済における女性のためのヨーロッパ・アカデミー・ベルリン（EAF e.V.）」と「農業地域女性同盟（dlv e.V.）」が連携して「女性多様性・政治：地域でデモクラシーをつくる」プロジェクト（2025～2027年）が始まっている。このプロジェクトは、自治体政治を改革するすべて

7. <https://frauen-vielfalt-politik.de/wissen/daten-und-fakten/>

8. <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/gleichstellung/gleichstellung-und-teilhabe/frauen-und-politik/frauen-und-politik-80454>; <https://frauen-vielfalt-politik.de/>; <https://frauen-vielfalt-politik.de/wissen/ueber-uns/>

の人のための超党派的連携事務所であり、その目標は政治における女性の割合を高めることにより政治に多様性を実現し、デモクラシーを強化することである。そのために情報提供、相談・助言、良い実践の提供、ネットワーキングを通じて、自治体政治の基本条件を改善するための処方箋を提供する⁹。

ドイツは、女性の政治参加を推進するために、社会と政治における男性中心の構造を変える取り組みを進めている。まず主要な政党が女性議員を増やすためにクォータ制を実施している。さらに特に自治体レベルで女性の候補者・議員を増やすとともに「多様性のある議会」を作るために、市民社会組織が協力して、情報提供、相談・助言、ネットワーキングなどの政治活動支援システムを充実させている。

4. 日本における女性の政治参画を進めるための課題

すでに見たように、女性の政治参画の要である女性の候補者・議員の増加を阻害する要因として、①「議員活動と家庭生活の両立支援」を十分に整備していないこと、②女性の候補者や議員に対する有権者や男性議員からのハラスメントがある実態、③女性の候補者・議員を養成する機会が限られていることが指摘されている。いずれも、地域社会における性別役割分業意識に基づく男性中心の政治や社会の構造に起因している¹⁰。

さらに、④政党の女性候補者が増えない背景に

は、引退議員の後継者として多くの場合、二世・三世を含めて男性議員が立てられる点がある。そして⑤経済的負担が大きいことも挙げられる。その一つとして世界でも稀な高額の子託金制度がある。2020年法改正で、従来なかった町村議選にも導入された。韓国や英国などに子託金制度があるが、日本ほど高額の国は見当たらない。米国、ドイツなどには子託金制度はなく、フランスは1995年に廃止した。自治体レベルの阻害要因として、⑥市町村合併により自治体議会の議員定数は、約6万から3万2447に大幅に減少した。定数減により、女性も含めて多様な議員を選出する機会が狭まっている。また、都道府県議会では一人区と二人区が7割以上に増加し、その結果、多くの場合、既存の有力政党が議席を占め、多選や無投票当選が増える傾向がある¹¹。

こうした阻害要因を一つ一つ取り除くことにより、男性中心の政治や社会の構造を変えねばならない¹²。阻害する要因に対する対応策として、市民社会、自治体・自治体議会がそれぞれ主導する取り組みが行われている。若干の実践例を紹介しよう¹³。

市民社会の取り組みとして、女性の候補者や議員を養成しサポートする活動が重要である。市川房枝記念会女性と政治センターは、長年、市民派・無所属の候補者・議員養成のための政治・政策に関する政治参画フォーラム、統一地方選直前セミナーなどを実施している。

さらに、パリテ・アカデミー、フィフティーズ・プロジェクトなど、女性候補者や青年層の候

9. <https://www.eaf-berlin.de/fileadmin/eaf/Publikationen/Dokumente/>

2022_EAF_Berlin_Lukoschat_Koecher_Politische_Teilhabe_von_Frauen_Studie.pdf, 2025.07

10. 内閣府『女性の政治参画への障壁等に関する調査研究』（2025年）

(<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/local-councilor-r6/r6.pdf>) も参照

11. 大山礼子「地方議会はいらない？議員の多様化を進めるために」『世界』2023年6月号64頁参照

12. 三浦まり『さらば、男性政治』岩波新書、2023年参照

13. 坪郷實「女性議員を増やし多様性のある議会を実現するために」『女性展望』2024年1・2月号7-9頁参照

補者をサポートする新しい活動やネットワークが動き出している。

また1996年から活動している「鹿児島県内の女性議員を100人にする会」など、県単位の女性議員を増やすためのネットワークが活発化している。愛知県の「女性を議会に！ネットワーク」は2023年の日進市議選で現職3名を含む5名を全員当選させ、同議会の女性議員は10名で5割に達した。

自治体議会の取り組みとして、出産・育児や介護休業制度の整備、乳幼児のいる議員の活動の保障・支援制度などが作られている。女性候補者や議員に対するハラスメントについては、福岡県議会において2022年に議員提案で制定された「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」¹⁴のように、条例の制定や相談体制の整備が始まっている。自治体主導の取り組みとして兵庫県小野市は、女性議会、「おのウィメンズ・チャレンジ塾」などを通じて、2007年女性議員ゼロから2019年、2023年選挙では女性7名が当選し、市議会の女性議員の割合は4割を超えた。

選挙制度や規制だらけの公職選挙法など、多く

の基本的な制度課題もあるが、女性議員が増えない状況を変えるには、候補者男女均等法における政党の取り組みの義務化など、政党の取り組みをさらに強化することが不可欠である。現在、第6次男女共同参画計画の策定中である。前述の衆議院議員、参議院議員、統一地方選挙の候補者、それぞれに占める女性の割合の目標は、さらに40～50%に引き上げることが必要である。

市民社会組織の中の大組織である日本労働組合総連合会（連合）は、現在、ジェンダー平等推進計画フェーズ2に取り組み、女性の役員を30%にし、さらに50%へと引き上げる目標が立てられている。女性の組合員を増やすことも重要である。連合や労働組合によるジェンダー平等の活動は、市民社会による女性の政治参画を進めるための取り組みをさらに広げることにつながる。自治体や自治体議会の取り組み、市民のネットワークによる女性や青年層の候補者を養成する取り組みが重要である。こうした活動が男性中心の政治や社会の構造を変える梃子になろう。

14. 安武弘光「女性や若者が政治に参画できる環境づくり」『女性展望』2023年9・10月号24－25頁